



こども発達相談の 療育指導員を募集しています

☎ こども発達相談
☎ 080-7179-9421(直通)
子育て支援課
☎ 932-1459(ダイヤルイン)

須恵町こども発達相談で勤務する会計年度任用職員(非常勤の公務員)を募集しています。

詳しくは次のとおりです。また、採用にあたっては随時、面接を行います。

- ▶ **条件** 言語聴覚士または作業療法士の資格をお持ちで幼児の教育に興味がある人
- ▶ **勤務時間** 8時30分～17時(月曜～金曜)
※1時間は休憩
- ▶ **給与** 時給 1,292円
- ▶ **勤務日数** 月に21日程度
- ▶ **勤務場所** 須恵町こども発達相談(須恵中学校内)
- ▶ **勤務開始** 採用決定後、お知らせします。
- ▶ **各種手当・保険など**
通勤手当、期末手当(賞与)有り
健康保険・厚生年金・雇用保険の適用
任用期間に応じて年次有給休暇を付与
- ▶ **提出書類** ①須恵町会計年度任用職員履歴書
②該当する職種の資格証(免許証)の写し
- ▶ **提出先** 須恵町役場 子育て支援課
(役場1階4番窓口)



小中学生の就学援助申請 受付について

☎ 学校教育課
☎ 687-1594(ダイヤルイン)
☎ 932-1151(内線241)

就学援助は、経済的な理由によって就学が困難な児童生徒の保護者に、学用品費・給食費などの一部を援助する制度です。前年所得などによって審査を行い、認定されれば援助を受けることができます。申請をご希望される場合は、2階の学校教育課へお越しください。

- ▶ **対象者** 生活保護(教育扶助)に準ずる程度に経済的に困っている世帯
※生活保護(教育扶助)を受けている世帯は対象になりません。
- ▶ **申請期間** 6月1日(水)～6月22日(水)
8時30分～17時15分(土日を除く)
*6月15日(水)は夜間役場のため20時まで受付
*受付期間を過ぎた場合は、その翌月から支給対象となります。
- ▶ **申請に必要な物**
 - ・印鑑(認印) ・校納金振替口座の通帳
 - ・所得証明書(令和4年1月2日以降に須恵町に転入した世帯のみ18歳以上の人全員分)
 - ・児童扶養手当の証書、遺族・障害年金の受給金額がわかる書類(該当者のみ)
- ※就学援助申請書は、学校教育課 2階窓口へ備え付けています。
- ▶ **援助期間**
 - ①申込期間中の申請の場合⇒4月分から援助
 - ②申込期間後の申請の場合⇒申請した翌月から援助
- ▶ **支給期間**
8月末、12月末、令和5年3月末の年3回
- ▶ **その他**
 - ・5月下旬に小中学校より全児童生徒にお知らせのプリントを配布します。
 - ・就学援助制度は校納金の免除ではありません。校納金は納入月に納めていただく必要があります。
 - ・これまでに援助を受けた世帯も、毎年申請をして認定されなければ、就学援助を受けられませんのでご注意ください。令和4年度も援助を希望される場合は、必ず上記期間中に申請してください。



5月12日は 「民生委員・児童委員の日」です

☎ 福祉課
☎ 932-1493(ダイヤルイン)
☎ 932-1151(内線123)

5月12日(木)から18日(水)までの1週間は、民生委員・児童委員の活動を地域の皆さんに知っていただくための「活動強化週間」です。

民生委員は、各市町村に置かれるボランティアで住民の皆さんの最も身近な相談相手です。常に住民の皆さんの立場に立ち、親身になって相談に応じ、必要な支援を行い、社会福祉の増進に努めています。

また、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援などを行う児童委員も兼えています。ご自分のことやご近所のことでお困りのことがあれば、地域の民生委員・児童委員にご相談ください。



コミュニティバスの減免証明証 を発行しています

☎ まちづくり課
☎ 932-1153(ダイヤルイン)
☎ 932-1151(内線343)

須恵町コミュニティバスでは、介護保険被保険者証や身体障害者手帳などに代わるものとして「須恵町コミュニティバス料金減免証明証」を発行しています。証明証の発行を必要とする人は、ぜひ申請ください。

- ▶ **対象者** ①65歳以上の人 ②障がいがある人
- ▶ **申請先** 須恵町役場 3階まちづくり課
- ▶ **持ってくるもの**
 - ①の対象者は、介護保険被保険者証
 - ②の対象者は、障がい者手帳など
- ※この証明証は、「介護保険被保険者証」「身体障害者手帳など」の代わりになるものです。バスご利用の際、「介護保険被保険者証」「身体障害者手帳」を今までどおり提示いただいても減免いたします。

No. _____

須恵町コミュニティバス料金減免証明証

住 所 _____

氏 名 _____

生年月日 _____

須恵町



電話番号が変わりました

☎ 総務課
☎ 932-1152(ダイヤルイン)
☎ 932-1151(内線315)

広報すえ4月号でお知らせしました、まちづくり課とふるさと応援課の電話番号が変更になりました。各課の電話番号は下記のとおりです。

- まちづくり課 旧 ☎ 231-2484
新 ☎ 932-1153(ダイヤルイン)
- ふるさと応援課 旧 ☎ 932-1153
新 ☎ 231-2484(ダイヤルイン)



令和4年国民生活基礎調査を 実施します

☎ まちづくり課
☎ 932-1153(ダイヤルイン)
☎ 932-1151(内線342)

厚生労働省が、6月2日(木)を基準日として国民生活基礎調査を実施します。

この調査は、保健・医療・福祉・年金・所得など国民生活の基礎的な事項に関する調査で、国および地方公共団体の行政施策立案に向けた重要な資料となります。

5月下旬から、調査員が対象地域の世帯を訪問しますので、調査へのご理解とご協力をお願いいたします。

【対象地域】 甲植木区の一部

ご不明な点がございましたら、下記までご連絡ください。

☎ 福岡県粕屋保健福祉事務所
☎ 939-1529



ホームページバナー広告を 募集します

☎ まちづくり課
☎ 932-1153(ダイヤルイン)
☎ 932-1151(内線342)

須恵町では、町の公式ホームページに企業のバナー広告を掲載しています。広告を掲載しませんか？

- ▶ **申し込み方法**
須恵町ホームページ広告掲載申込書に広告案を添えて、まちづくり課にお申し込みください。
- ▶ **掲載金額(1か月あたり)**
トップページ 10,000円